南アフリカ共和国
（Republic of South Africa）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

１　通信・デジタル技術省（DCDT）

Department of Communications & Digital Technologies

Tel.	＋27 12 427 8000
URL	https://www.dcdt.gov.za/
所在地	iParioli Office Park, Block C, 1166 Park Street, Hatfield, Pretoria, SOUTH AFRICA
幹　部	Solly Malatsi（大臣／Minister）

所掌事務

2019 年に従来の通信担当省であった通信省（Department of Communications：DOC）と電気通信・郵便サービス省（Department of Telecommunications & Postal Services）を融合する形式で設立。通信市場規制、ユニバーサル・サービス、通信インフラ整備、情報通信関連企業支援、情報社会化推進等、国家デジタル化政策全般の策定を所掌する。

２　南アフリカ独立通信庁（ICASA）

Independent Communications Authority of South Africa

Tel.	＋27 12 568 3000
URL	https://www.icasa.org.za/
所在地	350 Witch-Hazel Ave, Eco-Park Estate, Centurion 0144, Johannesburg, SOUTH AFRICA
幹　部	Mothibi Ramusi（運営委員長／Chairperson）

所掌事務

2000 年 7 月に設立、「2005 年電子通信法（Electronic Communications Act of 2005）」により独立規制機関として所掌が再定義された。主な所掌事務は、電気通信事業に関する規則の制定、事業免許の付与、事業者の規制監督、事業者間の紛

争処理、周波数、番号等希少資源の割当て・管理、消費者保護、機器の型式認定、である。

３　ユニバーサル・サービス・アクセス庁（USAASA）

Universal Service and Access Agency

Tel.	＋27 11 564 1600
URL	http://www.usaasa.org.za/
所在地	Building 1, Thornhill Office Park, 94 Bekker Road, Vorna Valley, Midrand, 1686, Johannesburg, SOUTH AFRICA
幹　部	Chwayita Madikizela（長官／Acting CEO）

所掌事務

1996 年に設立された。ユニバーサル・サービス基金の運用や推進政策の施行のほか、電子政府等の ICT 政策の施行も所掌する。

Ⅱ　法令

2005 年電子通信法（Electronic Communications Act of 2005）

通信事業者に対する免許付与基準、相互接続、周波数管理、ユニバーサル・サービス基金の運営条件等、市場の完全自由化後の事業者規制の原則を規定し、規制機関の所掌を再定義している。2014 年 4 月に周波数免許付与条件、顕著な支配力を有する（Significant Market Power：SMP）事業者規制等について若干の改正が行われている。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

通信関連のサービスについては、「通信網サービス免許（個別／クラス）」と「通信サービス免許（個別／クラス）」のいずれかの取得が必要とされる。提供サービスに対応する周波数利用については、別途周波数免許が必要とされる。

２　競争促進政策

（１）相互接続

「2005 年電子通信法」により、免許取得事業者は他の免許取得事業者の相互接続や機器のリースの要請に対し、非差別的条件で応じる義務を負う。技術的条件や料金については ICASA の定める規則に従い、合意条件を文書で ICASA に提出、その承認を得ることが必要とされる。

ICASA は移動体通信事業者間の通話着信料金につき、2010 年代に段階的な引下げを実施してきたが、2022 年の市場観察報告では、着信料金市場分析対象を固定でも行うこと、料金はコストベースの設定とすること、新規参入事業者には 12

か月の非対称規制期間を設定すること等の提言を行った。

（２）卸売提供制度と MVNO 推進政策

全国規模では、旧国営総合通信事業者テルコム（Telkom）及び国営通信網運用事業者 Broadband Infraco のネットワークが主要都市をファイバで結んでいる。また、政府の新規参入事業者による光ファイバ基盤構築推進の姿勢に応じて、複数の新規参入事業者が、地方都市を中心に光ファイバ敷設を進め、オープン・アクセスを提供している。

MVNO については、「2005 年電子通信法」により、国内全域での MVNO 参入が認められた。

（３）SMP 事業者規制

「2005 年電子通信法」第 67 条により、ICASA は小売あるいは卸売市場で、有効な競争環境が成立していない場合、市場支配的あるいは基盤の大部分を有する事業者を市場において SMP 事業者に指定し、事前規制を課すことができる。規制の内容は、当該の市場に関する会計分離と ICASA への定期的な報告、ICASA の定めた料金基準の順守、放送番組の再送信の受入れ等である。

３　情報通信基盤整備政策

（１）ユニバーサル・サービス

ユニバーサル・サービス・アクセス基金（Universal Services and Access Fund : USAF）は 1998 年に設置、財源の大半は国が負担するが、通信事業者も年間収入の 1%を超えない範囲で拠出金を納める義務を持つ。

（２）デジタル・ディバイド解消政策

2013 年 11 月、DOC（当時）は「南アフリカ・ブロードバンド政策」により、2030 年までの国内のブロードバンド接続目標を提示した。

・一般：人口の 80%が最大速度 100Mbps、100%が 10Mbps の接続を達成

・医療・教育機関：100%が最大速度 1Gbps の接続を達成

・政府機関：100%が最大速度 100Mbps の接続を達成

この目標の達成について、近年は特にルーラル地域の学校や公共機関の接続環境改善が図られており、通信関連省は 2023/24 年には 11 億 ZAR、2024/25 年には 19 億 ZAR の予算を得て各種プロジェクトを推進している。

４　ICT 政策

DCDT は省の政策プログラムに、ICT 企業の支援、ICT 人材の育成、情報社会の発展、市民の ICT スキル向上等を掲げ、各種プログラムを実施している。2022/23 年から短期目標として特に重視されているものは以下の二つである。

・2024 年には一般市民の 80%がブロードバンドにアクセス可能となることを前提として、特に電子政府サービスへのアクセスのセキュリティを高める。

・官民協力により、高度人材育成のための四つの AI センターを設置。

Ⅳ　関連技術の動向

基準認証制度

「2005 年電子通信法」（2014 年改正）第 35 条において、電子通信の提供に関連して使用される電子通信設備や施設は、ICASA の認証なしに、所有、使用、供給、販売のほか、リース、借用の形で提供することはできないと規定されている。

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

2021 年からの加入数は横ばいであるがテルコムの独占状態にある PSTN 回線数は減少傾向にあり、2024 年 3 月には約 61 万である。通信サービス免許（個別）を有する事業者は IP 電話サービスを提供することができ、Liquid Intelligence Technologies や Vox 等のケーブル事業者がサービスを提供している。国際通信には、海底光ファイバ・ケーブル（2Africa、SAFE 等）と衛星が用いられている。

２　移動体通信

英国ボーダフォン（Vodafone）の子会社ボーダコム（Vodacom）、MTN、Cell C、テルコム・モバイル（Telkom Mobile）、Rain の 5 ネットワーク事業者がサービスを実施している。MVNO については、2005 年に参入が許可され、FNB Connect や Hello Mobile 等がサービスを実施している。2023 年のスマートフォン所有者数は約 7,500 万に達している。

３　インターネット

モバイルブロードバンド利用は年ごとに増加しており、2023 年の加入件数は 8,270 万に達した。

一方で固定ブロードバンドは、テルコムの光ファイバ網が堅調にカバレッジを広げているとはいえ、モバイルブロードバンドの伸長と DSL 加入の減少から、全体の加入件数は数年間微増にとどまっている。固定ブロードバンドの主要事業者は、テルコム、Mweb、Vox 等である。

Ⅵ　運営体

１　テルコム

Telkom S.A.

Tel.	＋27 12 311 0110
URL	http://www.telkom.co.za/
幹　部	Serame Taukobong（最高経営責任者／CEO）

概要

1991 年に国営事業者として設立され、漸進的に民営化が進んでいるが、2023

年 9 月現在、政府が最大株主であり、全株式の 40.5%を所有している。消費者・企業向けサービスのほか、子会社を通じて回線卸売サービス、ICT ソリューション提供、通信タワー運用等も実施している。2023/2024 会計年度の総売上高は前年比約 1.6%増の 432 億 ZAR である。同年度の各種サービスの加入数については、移動電話：約 2,044 万、固定ブロードバンド：約 56 万等である。

２　ボーダコム

Vodacom

Tel.	＋27 82 135
URL	https://www.vodacom.com/
幹　部	Shameel Aziz Joosub（最高経営責任者／CEO）

概要

1994 年に英国の移動体通信大手ボーダフォンとテルコムが共同で設立、2024 年 3 月末現在、ボーダフォンの所有割合が 65.1%となっている。国内加入者シェアは第 1 位。エジプト、タンザニア、レソト、モザンビーク、コンゴ民主共和国に進出、ケニアのサファリコム（Safaricom）の主要株主でもある。2023/2024 会計年度のグループ全体の加入者数は約 2 億 1,000 万、総売上高は前年度比 29.1%増の約 1,201 億 ZAR（うち本国の割合は 51.1%）であった。

３　MTN

Tel.	＋27 11 912 3000
URL	https://www.mtn.com/
幹　部	Ralph Mupita（最高経営責任者／CEO）

概要

1994 年設立の移動体通信事業者で、株式の大半が国内で公開、あるいは投資家が所有している。本国での市場シェアは第 2 位であるが、アフリカ及び中近東の 24 か国に進出、2023 年 12 月末現在の総加入数は約 2 億 9,480 万で、アフリカ第 1 位である。2023 年のグループ総売上高は、前年比 6.1%増の約 2,101 億 ZAR であった。

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　通信・デジタル技術省（DCDT）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

メディア政策の策定のほか、放送デジタル化、公共放送監督を所掌する。

２　南アフリカ独立通信庁（ICASA）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

放送事業免許の付与、免許取得事業者及び番組の規制監督等を所掌する。

Ⅱ　法令

１　1999 年放送法（Broadcasting Act 4 of 1999）

公共放送事業者である南アフリカ放送協会（South African Broadcasting Corporation : SABC）における公共サービス部門と商業サービス部門の分離、受信料制度等について規定している。2002 年と 2004 年に改正されている。

２　2005 年電子通信法（Electronic Communications Act, 2005）

公共放送、商業放送、コミュニティ放送それぞれの免許申請方法を明示し、外資等による資本所有規制の原則を規定している。2015 年 3 月には、地上放送のデジタル化に関する部分で若干の改正が実施された。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

（１）メディア所有規制

「2005 年電子通信法」第 65 条により、個人又は法人が、保有又は支配権を行使し得る商業放送事業者の数は、テレビ：1、ラジオ（FM 又は AM）：2 までとされている。また、同法第 66 条により、国内市場で 20%以上の市場シェアを占める新聞社は、任意の放送事業者の放送地域の 50%以上が自社の新聞の流通地域と重複している場合、その商業放送事業者への出資を規制されている。

（２）外資規制

「2005 年電子通信法」第 64 条により、商業放送事業者に対する外資比率は、20%までに規制されている。

２　コンテンツ規制

「2005 年電子通信法」第 61 条により、ICASA は放送番組における国内制作番組の最低比率を決定、事業者に義務付けることができる。

３　公共放送関連政策

公共放送受信料は、テレビ所有に関する免許料という位置付けで、世帯（法人

の場合は受信機）が徴収の単位であり、年額 265ZAR（2024 年度）とされている。受信料収入は主として SABC の公共サービス部門の支出に充てられる。

４　地上デジタル放送

デジタル放送の開始は 2014 年 4 月で、DVB-T2 方式を用いる。アナログ停波は送信周波数が 694MHz より高い帯域の地域では 2023 年 7 月に一斉に実施された。それより低い帯域の地域では 2024 年末までに段階的に行うとされている。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

SABC が、全国 18 の FM 放送局を通してサービスを実施し、うち 11 局は 11 の公用語を一つずつ使用している。このうち、首都の METRO FM 等の 3 局は商業放送を実施している。また短波による国際放送「Channel Africa」は、6 か国語でアフリカ全土に向けて放送している。商業放送では、全国放送 20 余りのほか、200 を超す地域放送局やコミュニティ・ラジオ局が放送免許を得ている。

２　テレビ

SABC が「SABC1」「SABC2」「SABC3」で 24 時間の総合放送を実施している。「SABC1」「SABC2」では英語のほか、放送の 1 部をローカル言語で行うこととされている。このほか、ニュース及び娯楽の専門放送 2 局がある。

商業放送は、4 社が事業活動を実施、娯楽番組を主体に 24 時間英語放送を行う米タイム・ワーナー系の e-tv 等がある。

３　衛星放送

アフリカ最大の衛星放送事業者マルチチョイス（MultiChoice）が、SABC の地上テレビ再送信のほか、49 か国で有料放送を実施、国内では、六つのチャンネル・パッケージを提供している。2024 年 3 月現在の国内加入件数は前年同期より約 40 万の減少で約 761 万であった。中国の多国籍有料放送事業者 StarTimes 系の Starsat も SES Astra 衛星を通じて四つの専門パッケージの配信を実施している。

Ⅴ　運営体

南アフリカ放送協会（SABC）

South African Broadcasting Corporation

Tel.	＋27 11 714 9111
URL	https://www.sabc.co.za/sabc/
幹　部	Khathutshelo Mike Remukumba（総裁／Chairperson）

概要

1976 年に国営放送として発足し、2002 年 4 月に会社組織に改変されたが、株

式は国が 100%所有している。ラジオ、テレビ共に国内市場では支配的な地位にあり、商業放送も行っている。

2022/2023 会計年度の収入は前年度比約 9%減の約 46 億 ZAR であった。

電　　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

（１）通信・デジタル技術省（DCDT）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

周波数の有効利用を目的とした政策を所掌する。

（２）南アフリカ独立通信庁（ICASA）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

周波数計画及び管理（放送含む）を所掌する。

２　標準化機関

南アフリカ標準機関（SABS）

South African Bureau of Standards

Tel.	＋27 12 428 7911
URL	https://www.sabs.co.za/
所在地	1 Dr Lategan Road, Groenkloof, Pretoria, SOUTH AFRICA
幹　部	Lizo Makele（最高経営責任者代理／Acting CEO）

所掌事務

1940 年代に設立された民間会社であるが、国際標準化機構（ISO）に加盟して国の標準化計画に参加し、国内・国際標準の照会及び標準に関する法務サービスを実施している。

Ⅱ　電波監理政策の動向

電波監理政策の概要

「2005 年電子通信法」が、電気通信事業者の無線局及び周波数の利用に際しては、ICASA の付与する免許の取得が必要であると定めている。ただし、同法第 31

条は、免許不要局、政府の公共サービス（軍事・警察を含む）、宇宙・科学用途による周波数の利用に関して免許が不要であると規定している。

移動体通信事業者向けの周波数割当については、従来は GSM、W-CDMA、LTE 等、方式を指定したうえでの割当てを実施してきたが、2010 年代からは技術中立のオープン方式のオークションが主流となった。2022 年のオークションでは、5 事業者が 700MHz 帯、2600MHz 帯、3500MHz 帯の利用権を取得している。

Ⅲ　周波数分配状況

周波数分配は「国家無線周波数計画（National Radio Frequency Plan）」に基づき実施される。

・周波数分配表（2021 年）URL：https://www.icasa.org.za/legislation-and-regulations/national-radio-frequency-plan-2021